

新型コロナウイルス感染症対策のため  
ご自宅からの申告にご協力ください

郵送による申告

◆申告書の作成  
ご自宅などのパソコンから、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で申告書を作成し印刷してください。または、税務署や役場税務課窓口（2-1 窓口）で配布している確定申告書様式により作成してください（確定申告関係用紙は、1 月末から設置予定です）。

◆提出方法  
仙台国税局業務センター盛岡分室（〒020-8504 盛岡市本町通 3-8-37 盛岡税務署内）へ必要料金分の切手を貼り郵便により提出、または2月16日（木）～3月15日（水）に役場4階の確定申告書作成会場内の「提出ボックス」へ投函してください。

住民税申告も郵送で行えます

住民税申告が必要な方で、ご自分で申告書を作成し郵送で提出したい場合は、申告書用紙を送付します。役場税務課賦課係（☎611-2522）までお問い合わせください。

e-Tax による電子申告

◆利用可能時間  
1月4日（水）午前8時30分～3月15日（水）  
※24時間利用できます（メンテナンス時間を除く）。

◆利用方法  
1. **マイナンバーカード方式**  
準備するもの：①マイナンバーカード（電子証明書が格納されているもの）、②インターネットに接続されているパソコン+ICカードリーダー（家電量販店などで購入可能）、またはマイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンなど  
※マイナンバーカードは申請から交付まで1～2カ月かかります。カードの取得方法は、役場町民環境課戸籍窓口係（☎611-2502）へ。

2. **ID・パスワード方式**  
マイナンバーカードやICカードリーダーをお持ちでない方も、IDとパスワードを使いパソコン、スマートフォン、タブレット端末などで電子申告ができます。  
IDとパスワードは、税務署で本人確認を行った後、発行されます。発行を希望する方は、①運転免許証やマイナンバーカードなど写真付身分証明書、②利用者識別番号をすでにお持ちの方は申告書の控え、または税務署から送付された確定申告のお知らせはがきなどを持参して、盛岡税務署でお手続きください。  
※役場では発行ができませんので、ご注意ください。

◆問い合わせ  
詳しくは、盛岡税務署（☎622-6141）にお問い合わせるか、国税庁 e-Tax ホームページをご覧ください。

◎事業所得（営業・農業等）、不動産所得のある方

収支内訳書作成相談会

◎会場：役場4階大会議室

※確定申告は受け付けしません

	午前の部 9時～11時	午後の部 1時～3時
2/1（水）	広宮沢1～2区・流通センター 新田1～2区・矢巾1～3区	城内・煙山 南煙山・下北
2/2（木）	上赤林・下赤林・矢次	南矢幅1～7区・南昌
2/3（金）	西徳田1～2区 東徳田1～2区	間野々・土橋・北郡山
2/6（月）	高田1～3区・藤沢	舘前・和味・室岡
2/7（火）	岩清水・太田	桜屋・白沢

申告書にマイナンバーの記載が必要です！

所得税および復興特別所得税の確定申告書などの各種申告書や法定調書などは、**①マイナンバーの記載、②本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。**

なお、本人確認書類は、①マイナンバーカード、②マイナンバーカードをお持ちでない方は番号確認書類と運転免許証など本人確認ができるもの、となります。

＜役場やアイーナで申告する場合＞  
申告する方の「マイナンバーカード」、または「番号確認書類+運転免許証など」をお持ちください（代理の場合は写し）。

＜申告書を郵送する場合や、役場の提出ボックスに投函する場合＞  
申告する方の「マイナンバーカードの写し」、または「番号確認書類の写し+運転免許証などの写し」を忘れずに同封してください。

町は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、申告会場への来場が不要なe-Taxや郵送による申告を勧めています。申告方法の詳細は、7ページをご覧ください。

盛岡税務署は、e-Taxや郵送で確定申告できない方向けに令和5年2月16日から3月15日までの平日に、確定申告書作成会場をアイーナ（盛岡駅西口）に開設します。これに伴い町は、高齢などのためにアイーナ会場に行くことができない方やe-Tax、郵送を利用できない方のうち、申告内容が複雑でない方や住民税の申告をする方を対象に2月16日から、確定申告書作成会場を9ヶ所のとおり開設しますのでご利用ください。

アイーナ会場や役場会場で申告した方の場合、「利用者識別番号」の確認などに申告書などの控えや税務署から送付されるはがきを使用しますので、お持ちください。

収支内訳書作成相談会  
2月1日～2月7日

町は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、申告会場への来場が不要なe-Taxや郵送による申告を勧めています。申告方法の詳細は、7ページをご覧ください。

左ページの日程表をご確認の上、過去2～3年分の収支内訳書の控え（控えがないと減価償却費の計算が行えません）、収支計算に必要な帳簿や伝票など収入支出の分かる関係書類や筆記用具、計算機などをお持ちください（帳簿や伝票は収入と経費の科目ごとに分けるなど、事前に分類してください）。

なお、青色申告の決算書の作成相談は対象外です。

申告にあたっては、8ページの内容をご確認の上、次の点についてもご協力をお願いします。

- 複雑な内容のため、収支内訳書や申告書の作成が難しい方は税理士へ相談しましょう。
- 申告は定められた書面で行うことにより有効となります。電話や手紙などによる申し出では、申告を行ったことになりません。
- 收受印が必要な方は税務署職員がいる会場での申告をお願いします（役場会場は対応不可）。
- 役場会場で確定申告した場合、受付日時が入力されている送付票は申告の翌日以降に渡されますので、事前にご連絡ください。

申告にあたっての  
その他の注意点

申告にあたっては、8ページの内容をご確認の上、次の点についてもご協力をお願いします。

- 複雑な内容のため、収支内訳書や申告書の作成が難しい方は税理士へ相談しましょう。
- 申告は定められた書面で行うことにより有効となります。電話や手紙などによる申し出では、申告を行ったことになりません。
- 收受印が必要な方は税務署職員がいる会場での申告をお願いします（役場会場は対応不可）。
- 役場会場で確定申告した場合、受付日時が入力されている送付票は申告の翌日以降に渡されますので、事前にご連絡ください。



今年も確定申告の時期が近づいてきました。確定申告は、昨年1年間にあった所得について最終的な報告をすることで、正しく課税し納税するための大切な手続きです。申告の必要がある方は、忘れずに期限内に申告してください。

**（申告書の提出期限は3月15日です）**

申告の準備はお済みですか？

—期限内に忘れずに申告しましょう—

確定申告書作成会場開設日は9ページに掲載